

經濟水道委員會

說明資料

平成28年10月11日
觀光文化交流局

目 次

	頁
1 完成期限を2年延長することにかかる法的整理……………	1
2 完成時期遵守についての現在の考え方……………	1
3 実施説明書における必須項目に関する弁護士と本市の見解……………	1
4 平成34年7月天守閣竣工の本市想定工程……………	2

1 完成期限を2年延長することにかかる法的整理

(1) 本市の見解

プロポーザル実施時点では、公平・公正な審査によって優先交渉権者を選考している。今回の見直しは、優先交渉権者を選定した後に、議会審議の状況を踏まえて課題に対応するために一部内容を変更して完成期限を延長するものであり、優先交渉権者の責めに帰すことではないので、完成期限を見直すことは問題ない

(2) 判例

プロポーザルに参加していない第三者については、実質的な損害がないことから訴えの利益がなく、そのような訴訟自体あまり想定されていないため、本市において判例の存在を認識していない

2 完成時期遵守についての現在の考え方

平成28年6月24日の委員会資料は、優先交渉権者の提案内容に基づき、契約手続を進める際の考え方であり、優先交渉権者が遵守しなければならない内容である。今回は、本市において、これまでの議会審議の状況を踏まえ、完成期限を見直したものであり、この例にあたらぬ

3 実施説明書における必須項目に関する弁護士と本市の見解

必須項目は優先交渉権者選考時において、提案者が必ず遵守しなければならない項目であり、この見解については弁護士と本市ともに同一の見解である

4 平成34年7月天守閣竣工の本市想定工程

年 度	28					29					30																	
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
設計				基本設計					基本設計																			
石垣調査				石垣調査					石垣調査(詳細調査)																			
文化庁文化 審議会																												
文化庁復元 検討委員会																												
仮設史跡外 工事					仮設史跡外 準備工事																							
木材加工・ 保管庫工事																												
仮設史跡内 工事																												
車路・棧橋・ 構台等工事																												
解体工事																												
木造復元工事																												
石垣工事																												

- 注1 本市想定工程のため、今後竹中工務店と協議が必要。なお、解体工事については、入場制限等の天守閣の耐震性への対応について考慮していない
- 2 文化庁文化審議会及び文化庁復元検討委員会については、本丸御殿復元の例による

30				31							32				33			34																						
10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	~	6	~	3	4	~	3	4	5	6	7												
実施設計																																								

